

日バス協業第1号
令和6年1月5日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 清水 一郎

「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の一部改正について

平素より当協会の運営に関して、格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、国土交通省物流・自動車局から「一般乗合旅客自動車運送事業の
申請に対する処理方針」の一部改正について、別紙のとおり通達が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても、その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に
対し周知方よろしく願いいたします。

担当:業務部 松浦
TEL:03-3216-4014